



これが実施に当り、公庫、官當及び民間自力建設等を通じて毎年約三十万户の建設を見たのであります。引き続き鳩山内閣も住宅政策に熱意を示されたことは、私どもの了とすることでありますが、政府の政策は自由党が一貫して推進して参りました住宅政策よりもるかに後退したものであり、かつ内容的には選択政策のため供せられたモノを引き継ぐものであることは、国民とともに憤慨千万と言わざるを得ません。

鳩山總理は、去る三月、外人記者団との会見において、防衛分担金を削減して住宅建設に回すと述べておられました。また、施政演説においても「政府が住宅政策に大きな重点を置いており、その構想たるもの」と述べたことは、すでに種々の機会に申し述べたところです。昭和十四年度における建設目標を四十二万戸といなす旨を述べて、具体的に四十二万戸の公約をさされておられます。まことに、イニシアチブがきびしく批判されることになり、總理の政治的発言が今や國民の信頼を失墜しつつあることは、まことに遺憾しこくにたえないのです。

さらに、この内容を具体的に申し述べますならば、鳩山公約四十二万戸の中には、政府の資金によって建つといわれる戸数はわずか十七万五千戸であります。また、公約の半数以上が民間自効建設に依存しております。さらに、五千戸の増改築がりっぱなる二戸として計算されておるのであります。便所

のだれが考へまつしの部屋一戸と云ふのが見ましても、増改築を戸数の多いところに入れておるとこはどこにもあります。結論は、公約四十二万戸のひとつも合せんがために、増改築を半数以上に及ぶ民間自力建設も戸数中に計算して、選挙の具に住宅政策供したということあります。ゆえに、この具体的な内容を十分御存じ上で四十五万戸の公約をなされたのであるかどうか。政府は、この間、陳述気持で、新築は三十七万五千戸、改築四万五千戸と正面にして正確な表現に改めて、国民の前に率直に御正されるべきであると考えますが、おの御所見をお伺いいたしました。

さらによつて、今回の住宅政策で注目されますのは、住宅公團の設立者です。二万户の住宅の対象者は、少くとも取扱、五万円程度の高額所得者であります。区域を越えた地に高級住宅二戸の建設を計画されておることであります。二戸の住宅の対象者は、少くとも区域の機関の適切なる措置によって充分可能であると考えられます。また、最も住宅を必要とする階層ではありません。過去の経験から推して、二戸の建設は不可能とされられます。われわれは、公團、公戸建設の強化こそが住宅政策の根本と考えます。公團の設立の方針を変更される本年度中に二戸の建設は不可能とされません。公團設立の真意と、一戸建設に自信ありやないや明確化を答える頗りたいのです。手拍子も、予算の支出において住宅建設を特に調査しまして、財政運営におきまつても、

国民の最も重点的に考え、必ずこれをやりませ  
す。そして本年度中四十二万戸の建設が  
できるものと信じます。まことに  
自信のほどを示しておられます。  
本年度中四十二万戸といわれる住宅建設は  
設は不可能だと信じておられまするが、  
大蔵大臣は今なおその御自信をお持ち  
になつてゐるかどうか。また、三月二十一  
十八日の予算委員会におきましても、  
予算において住宅対策費に最も重点を置  
くことは、この重点の置き方を述べておら  
ります。この重点の置き方は、防衛分金削減費、治  
山治水対策費、災害復旧費等に大なる  
圧縮を加えたことは、予算書の示す通り  
あります。食糧増産を軽視し、貧  
困者への扶助の意味は、決して私は住宅改  
善が重要でないということではありません。  
せんが、はなはだ国民の納得のしがた  
いふなどと痛感をいたすのであります。  
かくのことときアンバランス的な予  
算の編成は、大蔵大臣として今後深く考  
え反省熟慮いたさるべきこと考ふます。  
が、大臣の御所見を承りておきた  
い。

さらに、住宅公團に新たに生命保険  
金を利用されるに当たり、五ヵ年、  
年利九分五厘の利息をお考えのようで  
ありますか、何かゆえに、この民間資  
金利用に限り、かくのことき高い金利  
をお考えになつたのでありますか。同  
じ政府機関である電電公社、國鉄公債  
の利息は、七年、年利七分五厘弱とし  
て、特に住宅公團に対する生命保険の  
金利にこのような位置に対する生命的  
は、政府が必ずしも金利体系を乱すこと  
とでもありますし、かつまた國債の消  
化に非常な支障を来たすことも相な  
ると考えまするが、大蔵大臣の御所見

を承りたいのであります。さらにまた、民間自力建設についてあります。二十九年度における民間自力建設は、約十九万戸と推定されております。ことは國民経済がデフレの傾向を予測される上に、民間自力建設能力も限界に達している今日、政府の微温的な建設促進策をもつとして、は、昨年に比して五万戸も回るといふ民間自力建設是不可能と考えるのであります。いかうにこの点をお考になりませうか。

大蔵大臣は、さらに述べて、固定資産税の減免、住宅購入に対する不動産取得税の解消等の一連の減税措置を積極的に講ずる意思はないか、御所見を承わりたいのであります。

最後に、建設大臣にお尋ねいたします。住宅難に悩む人たちの切実な民心は、どんなところに、どの程度の家が、どのくらいの家賃で建つかといふことであります。自由党は、これらの住宅困難者の関心にこたえて、公営住宅の強化一六坪住宅の解消等に努力しつつ、住宅申込者の八〇%近くが月収三万円以下の層団なるにかんがみて、これらの実情に沿う住宅政策を実施して参りましたが、現政府の住宅政策では、住宅規模をさらに六坪に引き下げ、公営への融資率を昨年に比し〇%も引き下げ、また住宅政策の根幹たるべき公営住宅の予算も昨年に比し十一億の削減をいたしておるのであります。これらの点に世間のきびしい批判が集まつておることを見ましても、明らかに政府の住宅政策は後退であると申さなければなりません。(拍手)これらは、必ずしも四十二万戸という公約にとらわれ、非常な無理をした結果であり、やがて国民の支持を失墜し、悔いを永久に残すものであると私は考える次第であります。また、住宅公団

を設立されても、本年度中二万戸の建設は不可能と私は考えます。また、最も土地の高度利用を必要とする区域で、平屋の公営住宅が建てる、大都市の郊外に高層住宅ができるという矛盾が必然的に起つことは明らかであります。政府は、この際、四十二万戸の公約にとらわれず、六坪住宅をなくし、公庫への融資率を現状の通り維持され、住宅公団による二万戸を公庫及び公営に移されることが、最も私は賢明なる策と国民のためと考えますか。

大臣の所見を承わりたいのであります。(拍手)

要するに、鳩山公約四十二万戸は、ただ単に選舉のために供した、国民を愚にするものであつたと私は考えざるを得ないのであります。国民を選舉のときにはだまして、どうして一体国民が信赖する政治ができるとお考えになりますか。

私は、以上申し上げまして、各大臣の責任ある御答弁を要求いたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 二階堂君の質問に対してお答えをいたします。

防衛分担金の減額されたものを住宅の方に用いたいということを私が申しましたことをについてのお話がありましました。私の考え方を申し上げます。自衛軍の漸増ということは、余計上日本の義務なのであります。この自衛軍の漸増のために多額の費用が使われれば、住宅の建設はできません。そこで、住宅の建設は——自衛軍の増強ができれば、実際においては防衛分担金で住宅ができるという結果になるのであります。

官 報 (号 外)

す。ですから、形式上におきましては、二階堂君のような質問が生じますけれども、実質的においては私の主張が通るものであります。どうか御了承を願いたいと思います。(拍手)

その他の質問については内閣大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣・一萬田尚登君登壇〕

○國務大臣(一萬田尚登君) 私は、今日本におきまして、住宅の建設といふことが、すでに戦後における最も緊要であり、かつ重大な事柄であると認めることをおきまして、住宅政策を唱へておるのであります。従いまして、今回の予算編成に当りますとして、今後の予算をさして、住宅のために相当多くの予算をさしておることも、これは御承知の通りであります。しかしながら、これによつて、住宅政策を唱へておるのであります。

まことに決して予算がアンバランスになつておるとは考へておりません。

なお、今度の公債に対する民間資金の導入につきましては、金利が高いのではないか。なるほど、九分五厘であります。決して私はこれは安いと言ひであります。なぜなら、この程度の金利はやむを得ないと考へておるのでありますて、今後一そら努力いたしまして金利の低下をはかりたいと考えております。

なお、この建築に際しまして、民間の住宅の建設を促進する意味におきまして、税法上いろいろの措置をとつたことは、どうかといふ御質問がありましたが、ただいままでに明らかにいたしておきまする税法上の優遇以外は、たゞいまのところは考へておりませんが、なお今後研究をしてみたいと考えております。

御答弁をいたしました。

〔国務大臣竹山祐太郎君登壇〕

○國務大臣(竹山祐太郎君) お答えを申し上げます。總理大臣の御答弁に關

対策は、なぜ公団を作るかといえば、公庫及び公營の二つの方式をもつてしては、現に昨年まで前内閣も努力をされましたが、なかなか予定通りのものが建たないのが住宅問題の現状であります。(拍手)その一つの理由といなしましては、御承知の通り、公営住宅につきましては半額の地方財政負担が伴うのでありますて、この地方財政の現状からいたしまして、今回のわれわれの五百戸の公営住宅の計画は、これに裏打ちとして約百億の地方財政資金を必要とするわけでありまして、今この地方の財政から見ますならば、これ以上膨大な地方財政負担を住宅に要求することは私たちの立場としては困難と考えます。従つて、今回公営にかかる公団の方式をとりました一つの理由は、公金と申しますように、地方の全額費六十六億のうち、地方の負担は十六億で、一刻にもしかぎません。その一割の地方負担をつけますことでも御批判があるほどであります。しかし、この住宅は、あくまで併用の方式通り地方と密接な連絡を持たせるためには、ある程度の地方負担を要するためには、ある程度の地方負担を要するためには、ある程度の地方負担を要するほどであります。(拍手)

し、どうしても住宅の計画を進めます。ためには、民間の資金をいかに導入するかということが新しい構想の大なる点であると考えます。(拍手)今回保険会社の五十億住宅に回しますと、これは、この金が、そのままで行けば、あるいはデパートとなり、あるいはいろいろわるい不急不要の建築の方に回るであります。これが今回の住宅の建設に回すことにあります。われわれの意図することが現実にできるわけであります。(拍手)かようなわけで、私たちは、公債の方式を熊本の原則である公営及び公團の制度につけ加えることによりまして、初めて困難な住宅対策の解法が期し得られると考えた次第であります。(拍手)

なお、四十二万戸の戸数の内訳についていろいろお話をありましたが、これは、いわゆる自効建設は従来の住宅政策にもとづいて参ったことであります。して、現内閣が初めて取り立てる問題ではあります。同時に、今申し上げましたように、この自効建設に対しましては、税法上のいわゆる特別措置制度を四倍にふやすとか、あるいは不動産取得税、固定資産税等の問題をやりました。したがくに、五十二億の住宅資金に対する国家保証の制度をこの公團法以外に新しい法律として現在提案、御審議をいたしておりますように、われわれは、これらの政策をあわせ用いることによりまして、「二十三万戸の自効建設ができるものと確信をいたしております。(拍手)

なお、公営住宅の中におきまして、小さな家、六坪の家はいけないといふ御意見もありました。が、この六坪の家のことは、決して経費を節約をいたしたのです。ではありません。いわゆる公営住宅のうちの第二種の中におきまして、從来六坪の家がありまして、これが月の家賃

が半円であります。この木造の小さな家にかかるのに、今回いわゆる簡易耐火アパートを作るわけでありますから、この簡易アパートは耐火でありますけれども、しかしながら、この費用は八坪の木造よりも高くになります。しかし、償却年数が長くなりますから、それで家賃は八百円であります。この八百円の家賃で、小さいということはありますけれども、しかし、今の国民の要請はつりばななだけを要求されておるのじゃありません。（拍手）できるだけ安い家賃の家を莫大な供給することが一方でありますから、われわれは、この簡易耐火アパートを八千五百戸新たに追加いたしました。これは、公営住宅の中での進歩であると考へます。（拍手）今日住宅政策に対してもいろいろな要請のある中で、国費を使う場合においては、いかゆる耐火建築にしうるというか重要な要求で、われわれももとどんと考へましたから、公営の公営を初め、公団、公庫を通じまして、今回の計画は前年度の計画に比べて、いかゆる耐火建築を倍にふやして建てることもお認めをいただきたい。これがお手元の公営と公庫の制度を進めます以外に、東京いわゆる動産者住宅といふいうものもまた、地柄によつては作りましようが、基本は四階建耐火アパートを考えております。いろいろ御批判はありますようですが、それでも、われわれは、現在の財政状

のものとおきまして、地方の負担を著しく増強させないで、できるだけ国家負担の負担においてやり得る方法の最善を考えたつもりであります。(拍手) ○議長(益谷次次君) 三鍋義三君  
〔三鍋義三君登壇〕  
○三鍋義三君 私は、ただいま政府より御提案になりました日本住宅公団法案に対し、日本社会党を代表して、鳩山首相を初め閣僚各閣僚に明確なる面信をただしたいと思います。(拍手)  
まず最初に鳩山さんにお尋ねします。過般の総選挙におきまして、民主党政権のたくさんの公約のうちで、特に国民党の回復、中共貿易の拡大、住宅政策等を大きく掲げてお臨みになつたのですが、そのうちでも、住宅政策の公約は、幾多住宅難にあえぐ民衆に、真夏の旱魃になえしほんざいときには雷雨でも出会つたような大いなる驚きと歎嘆をもつて迎えられましたことは、御承知の通りであります。これは、おぼれる者はわらをもつかまれたものではありませんで、戰術としてはまことに敬服のはばかりませんか。しかし、勝てばいいというものはではありません。と申しますのは、国民は、この公約を信じたればこそ、民主党を支持したのですではありませんか。その数は四十五戸、二万戸、いな、四十二万戸くらいでは勝てばいいというものではありません。今その正しさを認めます。今その正しさを認めます。政府資金による公営住宅の質の低下による入坪六坪といった戸数の水増しをも含めであるから、あきれ果てるほかはありません。他の大部分は民間の自力建設によるものわずかに十七万五千戸、それも公営住宅の質の低下による入坪せんか。さらに、なお驚くことは、管

改築分をまで一月に数えて一万五千戸分を加え、合計四十二万戸の公約を果すのだと音をうるに至つては、何と理由をおつけにならうとも、國民は絶対に承知できないのです。(拍手) 堀山さん、あなたがたがついで文相であつたころに、あなたの本業と対話をされて、スポーツマンシップを語り、スポーツの真剣さについて、アエアーブレーと友情について語つていられたのですが、現在でも当時のお気持ちにお変わりはないか。きのうも記者会見で、選舉はスポーツのように気軽に語つてはよろしい。しかし、私たちが、これはよろしい。しかしながら、それは、気軽にされたのでは、はなはだ迷惑するといふことであります。(拍手)あなたはあくまでフェア・プレーの精神に現在もなおいささかの疊りもないとされるならば、四十二万戸の公約は、あれはイントキであつたとまでは言いくつかろうが、多少言葉が足りませんでした、皆さんにぬか喜びをさせて申しあげございませんでしたくらいの意思表示をされたのが、当然あると思うのであります。(拍手)堀山さんの堀山さんたる御意思があるかどうかをお聞きしたいのです。次に、竹山建設相にお尋ねします。まず、この住宅公團法なるものをどうしても削除せなければ住宅対策が達成できないとされる根拠を、もっと明確にお示し願いたいのです。あなたは、公團創設の必要性を、宅地の造成を容易ならしめるために、行政区域を越えての住宅建設促進のために、

民間資金をできるだけ集中するため  
に、と御説明になつてゐるのであります  
が、あなたは、ここでもう一度頭を  
切りかえて、公団に対するこの情熱  
を――公営と公團住宅の運営を拡大強  
化して、ますますその充実をはかるお  
考えはありますせんか。と申しますの  
は、かりに公團法が通過したといはし  
ましても、実際にその機能を發揮いた  
しますまでは相当の日時を要するので  
はないか。  
もつとも、自称か他称か知らない  
が、公団の総裁から副総裁まですでに  
できてしまつていて、いさうわざされ  
るので、いさいますから、準備が済々  
と進んでしまつて、のかもしれませ  
んが、いずれにしても、わすかあと半  
年余りで、困難な宅地の造成から二万  
戸の建築が果してできるとの考えであ  
りますか。いや、それよりも、公団  
体や公團で公団の考えているわらいが  
どうしても実施できないとされること  
自体が、私には理解できないのであり  
ます。鳩山さんは言われるでしょう。  
公團は純然たる金融機関であり、公団  
は住宅建設や宅地造成をやる土建事業  
に属するものであるというお考えも理  
解できます。理解できるのは、住宅  
が、わずか二万戸の規模の小さい住宅  
建設のために、いなすらに機構のみを  
ふやしていい、という、そういうことに  
とらわれることなく、でき得れば現在  
あるものを活用するということこそ適  
切なる処置ではないかと思うのです。  
いますが、いかがなものですございま  
すか。地方公團体に対する助成、民間の住宅  
建設団体に対する賛興策、民間の住宅  
十分にその目的を達成できると思つ  
が、いかがなものでございましょう。  
次に、私は住宅対策は社会保障制度  
の一環として行わなければならぬも  
のであるという基本的な考え方をして

おるものでありますかが、このたびの政府の住宅対策を見ますと、困難度の最もはなはだしいと思われる庶民階級への対策はますます軽視され、比較的高い収入階層に向けられているのではない。一体、政府の住宅対策はだれのためになされようとするのか。階層別に見て、どの階層に重点を置いているのか。日本住宅公団によって建てられる賃住住宅賃貸はどの程度を見込んでられるのか。われわれは、現在の国民経済から見て、住宅賃に対する負担能力は収入の五%から一〇%くらいと思うが、伝えられる公団の家賃が四、五千円といふことになると、五万円以上の高収入者用のものとなるのではないか。しかも、低額所得者のための「一つの住宅対策である公営住宅の予算が、昨年に比べて十億も削減されている。これは明らかに公営新設のための圧迫であつて、歲相が第一次鳩山内閣の財政演説において公営住宅費を増額すると言明されているが、この食言の責任を一体どうとられるのか。

政府は、また、公庫への融資率を一〇%引き下げるとしている。これも公団への資金が影響しているのではないか。昭和二十九年度と三十一年度における公庫への月取扱額を見ると、月取二万円以下の者が、二十八年度二三・八%に対し、二十九年度は一〇・八%に、二万円台が三九・七%から三七%にそれが下り、逆に三万円台が二六・六%より二七・七%に、また四万円以上が一九・九%から二十四・五%にそれぞれ上っている。ということは、現行の融資率によつて、公庫の利用が大衆には高嶺の花となり、高給所得者へと移行していることが明らかではあります。しかし、(着手融資率の引き下げによる頭金の増大はさらにこの傾向に拍車

ええのであります。一萬田さん、どうです。

次に、前にちょっと触れたのであります。川崎さんは、田子家庭、生活困窮者、浮浪者等の収容施設、住宅についての所見と計画などによる考察をしていられるのであります。六坪の簡易耐火アパート八千戸の中にみんな押し詰めて満足しようとでも考へておられるのか、その所信をお聞きしたいのであります。

次に、西田さんにお尋ねしたい。あなたは産業労働者の住宅対策をどのようにお考へなさるのか。昨年より二千五百戸も削減されておるので御賛成になっているのかどうか。

次に、松村さんにお尋ねします。(「いいなぞ」と呼ぶ者あり)おいでになつていられない方は、次の機会に御答弁をお願いいたします。私は、あなたが文教関係の諸政策に非常な御努力をなされていることに冠しましては、衷心より敬意を払っているものであります。がしかし、あなたは大事なことを一つ忘れておられる。四畳間一部屋に四、五千円もの簡代を払わされているアルバイト学生の苦闘の姿、いかにも親たちの苦しい叫びがあなたの耳に入らないのだろうかと心うございます。これら学生を収容する低価格の寮等の施設に対する所見をお聞きしたい。

以上の諸観点から、「時間々々」と呼ぶ者あり)政府は、四十二万戸建設の公約が防衛関係予算の強化による圧迫のために、砂上の楼閣にひとしらしものにされようとするのを隠蔽するため、場当たり的法条を提出されたのであります。公約がバラックならば、本法案もまたバラックひとしものと断せざるを得ないのであります。最後に、私は心からお頼みしたい。

政府は、公約の数にとらわれるの外  
○講長（益谷秀次君） 三鍋君 三鍋君

政府は、公約の政にとらわれたるのみ  
（リ）  
○議長（益谷秀次君） 三鍋君 三鍋君 常に要望が入る  
君……  
○三鍋三君（説） かえつて住宅政策  
ひ増改築をやつてくれといふ熱烈な要  
求がありまし、この不況のなかには自力建設が入るのは当然であると  
考えておりまして、増改築の問題も非  
常に要望が入るで、主婦連などはぜひ

の資金需要の関係のもとににおいていかに困難であるかということは、互いが体験しておることであつたうのあります。これらは、少しあらうな資本的資源に墨書きしてある。

の選挙のときの公約中最も大きく、一つ重要な政策であり、金看板であつてもかわらず、この計画を見ると、國民はその内容にいさむるが如きのものである。

持つて一票を投じた国民の前に、明るい御答弁が願いたいと思うのであります。(拍手)

## がり確

の低下をたどるような本法案をすみやかに撤回されて、眞に国民のための対策を確立されんことをお願ひいたしました。私の質問を終るものであります。(拍手)

は、いわゆる通勤住宅といって、一軒の家の戸口をもつて、いるものと勘定の中に入れておられますから、これに対しても、部屋を増すほど、その一軒が独立して、ものと考えることも、決して十分ではないとおもふけれども、やむを得ないのが現状だと思ひます。

なお、六坪の問題についても、先ほど申し上げましたから、説明を省略いたします。

なお、産労住宅、いわゆる労働者の住宅が少ないじゃないかといふのは大

しますれば、他に幾らものあります。私が先ほど申しましたように、五年以上の長期の金利は、今日九分五といふのは、日本の今日の金利情勢から見てやむを得ない。今後さらにこの低下をはかろうとしてある金、特に保険の金は高騰するに向うたのであります。しかるに、これが、高額ビル、こうしたところから改まして、大衆のためにその資金を貯めようというこの考え方は、私は

終戦後十年、われわれ國民の衣食住のうち、衣・衣と食は戦前に復したと言ふまでもない。それとも、住居の苦惱だけは戰前に復すけれども、住居の苦惱だけは戰前に復す。戦前にも増してひどいと言つて決して過言ではないと思うのであります。狭いところに多勢の家族がひき合ひ、その間の空地の小さな家屋の狭間で、由を忍びながら同居を余儀なくされ、いる人々があまりにも多いのであります。一応建設省の調査したものについて見ますれば、本年四月一日現在に

十カ入公ああみのたいそのた

その他の答手に因縁關係から申し上げます。  
**○國務大臣（竹山祐太郎君）** 御質問のうち、土地対策のお話がありましたが、宅地に対する対策は、先ほど申しましたように、毎年やつて参ります。

へん間違った御観察でありますて、公団はほとんど全部が産労住宅であります。従つて、これは公營の從来の産労住宅をここへ移したわけであります。公營の中心における高層アパートまで、公団でやろうというわけですか。今われわれの考え方では、公營の次

常な進歩であると考えておるのであります。ただ、金利の点についてば、今一そら低下をはかるつもりをいたしました。（拍手）

○講演（益森次郎君） 厚生、労働、一部大臣の答弁は適当の機会に願うところだしま。

ける住宅不足数を二八百六十四万戸とする。従つて、その内容は、同居世帯をいたしまして、これが九十七万戸、独立居住、いわゆる九戸、八戸の間にある者の世帯数が十二万戸、危険な老朽化した住宅で、これが百十六万戸であり、計二八百六十四

七万五千戸なのであります。それに、民間自力建設「三十三万戸・民間増改築」が一万五千戸、この二十四万五千戸へ加えての四十二万戸であります。ナニ、数七、わち、政府の手で建てられるものが、七万五千戸にして、たった四一%で

## あそなを業

が、まず今年度百万坪、公園と宅地の造成をいたしますが、三十数万坪ほどあります。國有の土地を宅地に現物で出資をいたしてもらいますこともあり、また、公庫が約五十万坪の宅地に一方において公庫の監修をいたします。それほどかかる予定です。

に公团の家賃がそれに続くもので、公庫はお詫の通り金を借りて家を作る人段になります。しかし、決して金持に行くものとは考えておりませんことは、実情でおわかりの通りであります。そ

今村等君。  
〔今村等君登壇〕

戸が不足しているところにない  
のであります。しかし、建設省  
ではこの数字を出して、いるけれ  
ども、その見方いかんによつては、さ  
ういふ大な数に上るだらうことは想像  
つくのであります。しかるに、近時  
には住宅が相当建築され、時折目に

ます。なお、さらに意外に思われるのは、金融公庫住宅の中には増改築によるもの三万戸が含まれていることがあります。小さな一室が増改築されることで建築戸数の一戸として数えられてもふしきでない時代がやつてきたことがあります。過日、鳩山首相は、「

おつしやられますか、公園には十億そ  
の金を見込んでおりますから、形こそ  
進み、政府みずからが宅地の造成に乗り  
出るわけだと考へております。  
なお、二十三万戸の中の増改築の問  
題のお話もありましたが、これはしば  
しば出る問題でありますか。われわれ  
は約五百万户の家の不足を十年間で解  
消しようとして、四十二万戸の出発の中

は、今回の計画で一番力を加へておるのは、労働者の、いわゆる産効住宅であると考へております。(拍手)  
〔國務大臣(一萬田尙登君)　お尋ねは、  
○國務大臣(一萬田尙登君)　お尋ねは、民間資金を比較的有利に借りることは、金融資本にいたされているのではない  
か? どううな御質問であったと思うのであります。決してそうではござ  
いません。今日家を作るために資  
金を調達するということが、今日のこ

すでに選舉の公会にはおきまして、財閥が、これで行われましたけれども、財閥が、政治、經濟、外交に關してあって、選舉の區間に於ける民主黨公約は、うつろな、うら宣伝にすぎなかつたといふことが、はつきりしたまへる。國民は大いに失望してゐると思つてゐる所思ひます。(拍手)特に住宅政策においては最もそれがはつきりしていると思うのでありますから、民主党の住宅に関する公約すなわち住宅四十二万戸建設は、過剰

国記者団との会見で、渡が「できれば、その分は住宅建設に回す」と言われており、「この四十一万戸建設の中、その首相のお約束」との程度盛られておりますが、この点について、首相の御答弁をお願いするのであります。

なお、民間自力建設増改築二十四五年度は、五千戸であります。ですが、この数字は、おもらく民間自力建設戸数一万余戸だったから、といういで計算されたところの、あります。しかし、民間におねがいを

（急戸セリ）も点が一回前

建設するだらうといふものを政府の公約のためにちよと併用に及ぶといふことは、少し虫のよい話であると私は申うのであります。(拍手)すなわち、民間において建設されるといふことは未知数なものであるばかりでなく、それが建設されたとしても、さうに運びたまわらぬ点は、少しへかりて税の税の減免とか、融資を円滑ににする措置を譲るとかによつて家を建築される人々は、先ほど私の述べましたところの、ほんとうに住む家を求めている階層とはよほど隔たりのあることを忘れてはなりません。この点について、政府の所信を伺いたいのであります。(拍手)

さらず、私の心外にたえないのは、住宅政策全般を通じて、なげなしの余をはたいて何とか家を建てようとする者にだんだんと自己負担金を多くして販売大衆はますます借りることのできないくなる、一部の人々のためにする政策であり、まことにもつて現実にそこがわなくなりつつあります。その具具体的な問題はあると述べることといたしましたが、その最もよい例であり、是が非でもその点について再検討をわざるにあればならない問題であつて、わざわざはならぬ問題であります。すなわち、政府が新しく今年度から実施せんとする日本住宅公團法の問題であります。

この公團法について、政府の原案によりますれば、八十三万戸に亘りますれば、建設予定戸数は二万戸であり、これに建設する資金は政府出資、民間出資合せて百六十六億円であります。そこで、一戸当たりの建設費はどうかと言いますれば、

なりますれば、昨年の住宅金融公團において融資した金額は、四万戸に対し百四十二億円、すなわち一戸当たりが

三十五万円ありました。さらに、昨年の公営住宅の補助額は、五万五千戸に対して百二十六億、一戸当たりが「二十三万円であります。」昨年においてもまたしかりであります。すなわち、実数が示す通りに、從来平均にして一戸三十五万円での融資あるいは補助額で建設してきた住宅を、政府は、「金がない」と言ひながら、ことさら、ことより、何ゆえに三倍もかかるいわゆる高級住宅を建設することに努力を払われるのか、私はいささか了解に苦しむものであります。そこで、私は、この百六十六億の資金をもって從来の住宅、即ち、公営住宅で取り扱うべく直ちに措置する意圖は無いか、この点について政府の答弁をお願いする所であります。

公営における、三十年度、すなわち本年度の計画は、増改築費を含めて一戸当たり二十五万円になつておるのでありますから、百六十六億をもつてすれば、六万六千戸が建てられることになり、政府原案の三倍強の住宅が即時建設されることになるので、一体政府は何を考えておるのかと言いたいのであります。さらには、この公営住宅は、コストが高くつくために、おそらく家賃もそれることになるので、一体政府は何を考へておるのか、税前のと心配するのであります。しかし、この個人の家賃負担能力は、一六%が限度とされていたのに對し、現今においては、食費の割合が高くなつたために、家賃負担能力は、はなはだしく低下して、一ヶ月收入一方六、七千円の場合、一〇%が限度とされているのであります。しからば、この公営住宅に入居できるための条件としては、家賃負担能力一〇%内外として見た場合、月取五、六万円の所得者でなければとうてい入ることができないといふことになります。全国の公営住宅申込者の調査でも推定されることは、つまり、低額所得者、自

力では家を建てられない人々、金額で言うなれば月収二万円以下の人々が大部分であることをよく知らねばなりません。せん。すなわち、この公団住宅は、もっぱら一部の高級官吏、高級生活者のためだけの住宅であると断じざるを得ません。建設大臣は、住宅を緊急に必要とする民間層をその上から見ています。そこで算定され、このようなる収出をされたのか、具体的に示していただきたいと思うのであります。

なお、ここでわれわれが特に見のがすことのできないのは、すなわち、今、ですら複雑なる官庁機構の中につつて、住宅関係においても幾つの機関があるにもかかわらず、さらにもう一つ設立して、そこに総裁以下多数の役人を任命しなければならないということであり、國民の全く納得できないところであります。聞くところによりますと、建設省は營繕課職員の人員整理を企図しているとのことでありますするが、一方ではこのように置き場所のない古手役人をすべり込ませるところを、無理に作りながら、これから動ける若い人々を整理することは、いわゆる本来あるべきことではないか、建設大臣の考え方を聞きたいと思うのであります。(拍手)

さて、この公団法二つを見ても明らかなどく、鳩山内閣の一枚看板ともいはるべき住宅四十二万户建設の公約通り、まことに眞誠に満ちたものであります、羊頭肉ははなだしいと言わなければなりません。(拍手)当初、住宅公庫の融資による建設戸数は六万戸となっていたのですが、これでは公約の数に満たないということで、増改築分までも無理やりに押しつけて、わざかに前年度より四十五億円しか予

算が多くないのに、七万五千戸を建てようと押しつけられたために、從来の住付基準では割当台数に足らないので、土地の購入分には融資しないことにし、また大きさは從来一戸当たり平均土五坪であったものを十二坪に狭め、融資率を二〇%切り下げ、地主の自己負担を増加させることによって公約の実現へのつじつまを合せようと苦心したことなんしているのであります。そのため利用する者は昨年よりは二倍も三倍の自己負担を押しつけられるばかりでなく、土地の融資分が切られたために、ますますもって労働階級にも多い峰の花のよくな存在になってしまっているのであります。果してこんなふうに私の法案はこの住宅難を解決できると本気で考えてるのであります。理解に苦しむものであります。局、船山内閣の住宅政策は欺瞞に満ちたもので、すなわち選舉の際国民に説明した公約をじゅうりんするものと譲ざせるを得ません。(拍手)

以下の急務は、住むに家なき人々、勤労大衆に、安い家賃の家を、すみやかに、しかもどしどし与えることであつて、思いつきの公約のつじつまを全く悟れどこまかすためや高級官邸の横たわるボスの立場から、すでに社会党は、この意味から、すでに參議院に国設住宅法案、日本分離住宅公社法案を提案して、審議をすわらねとしておるのであります。

以上、簡単ながら、私の質問を終ることにいたしまして、分相金の件、減額を幾ら住宅建設の方にまわしたかなど、いかにも明確なる御答弁をお願いしたいと思うのであります。(拍手)

○國務大臣 堀山一郎君登壇

質問にお答えをいたします。分相金の御

か。この質問はちょっとと答えにくいのですが、少しほりくといけれども、固遠ってはいませんからお聞きとりを願いたいと思います。自衛力の増強は条約上の義務であつて、この必要に迫られて防衛芦賀が増額いたしましたれば、住宅問題も解決ができるのであります。しかししながら、自衛力が増強すれば、それに応じて分担金の減額は要求できなわけです。この分担金の減額ができるとして、防衛芦賀との合意が前年度のワク内にとどまりますれば、それだけ住宅問題の方に金が回るわけなんだと思います。（拍手）そういうわけで、実は幾ら防衛分担金の減額が住宅の方に回ったかといふ質問には、実質的に答はれられませんけれども、形的には防衛分担金の減額のために住宅の建設の方に金が回ったということは、御了解ができることがあります。（拍手）

んでおりますが、この中には宅地の費  
用は一文も入っておりません。そし  
ますと、宅地は全部どこからだ  
もらうといったことはになりませんが、わ  
れの方はそこに行きませぬから、出  
価が高いわけであります。従つて、「  
の公団の分は高級住宅でないか」とい  
ふことがあります。決してそういうこと  
を考えておりません。先ほども申  
たように、これは從来の労働者のため  
の廉價住宅をこのアパートでやるつ  
てあります。金持はこんなアパー  
トなんかに入りはしないと思いま  
す。

それから、營繕職員の整理がありま  
したが、これは、おっしゃる通り、  
わゆる占領下のいろいろな問題、進  
軍の施設等をやって参りましたが、非  
常に大きな仕事をやって参りましたが、  
だんだんと米軍も撤退をいたしま  
し、そういう方面的の施設が急激に減少  
をいたして参りましたので、やむを得  
ず營繕の機構を縮小するといふこと  
は、仕事がないのに足食を置いておく  
わけに行きませんから、これはいたし  
方はありません。しかしながら、そ  
と公団との関係は、これはまだ国会が  
おきまりになつたわけではない、そ  
ことを予想してどうこうといふこと  
は、この場合申し上げるわけに行き  
ませんけれども、つづけた技術者  
な方面で大いに勵てもらつというう  
とについては、私は誠意をもつて考  
ておるつもりであります。

なお、公庫の中で、いろいろ土地  
金を貸せないじやないかといふうち  
こともありました。これはしばしば  
申し上げるよう、何かの誤伝であ  
まつて、土地にも融資をいたします。  
それから、十五坪を二坪にし  
じやないかとおっしゃられますが、  
五坪の家も十二坪の家も依然として

りますので、どうか御心配のないよう  
にお願いいたします。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) 石野久男君。  
○石野久男君(登壇) 私は、ただいま御説明  
になりました日本住宅公団法案に関連  
する政府の住宅政策に關して、鳩山総理、  
竹山建設相、一萬戸蔵相並びに川崎  
始修大臣に対して質問をいたしたい  
と存じます。  
鳩山総理は、今国会における施政演  
説の冒頭に、民主政治のあり方を説いて  
おります。そこでは「国民の議会政治  
に対する信頼を回復するため最善  
の努力をいたすべく深く決意している  
のであります」と言つております。自  
由党とあまりかわりばえのしない民主  
黨の政策、非常にこなしたてておる鳩山  
内閣に、今日なお国民の期待寄り  
のがあるとすれば、それは、民主党の、  
アメリカの傭兵となる再軍備政策に対  
してではなくて、民主党が選舉で公約  
した日中、日ソ友好開港の回復と、住  
宅問題を先頭とする一連の社会保障に  
關する政策を実現することに対する期  
待であります。鳩山首相は、総選挙で、  
防衛費分担金を削除して住宅を建てる  
と盛んに宣伝した。特に施政演説の  
中でも、みずから住宅問題を取り上げ  
て、防衛費分担金を削除して住宅を建  
てると盛んに宣伝した。特に施政演説  
の二月選舉当時から、今日もなお、純朴  
な國民は、總理の四十二万戸住宅建設  
に期待しております。ところが、政府  
が予算を發表し、住宅政策を説くに  
至つて、政府及び民主党の四十二万戸  
は國民をだました食わせものであるこ  
とかはつきりしたのであります。四十  
二万戸公約のうち、政府の責任で建て  
たのは十四万五千戸と三万の部屋であ  
ります。このほかに二十万五千戸が  
民間の自効建設であります。

鳩山首相にお尋ねしますが、あなたは選挙のときから、施政演説を行なったとき、そうして今日もなお、こうした内容をお知りにならない内容ではございませんか。もしくはうなづいたところを承知していないながら、四十二万戸の建設を国民に訴えていたとすれば、あなたは、国民の議会政治に対する信頼を回復するために最善の努力をしているのではないか、ますます国民の議会政治に対する不信と失望を増大させているのです。あなたの度は再度総理大臣になるやう十二万戸住宅建設を公約したとは思いたくないのですがあります。十四万五千戸と三万の部屋しか政府の力で建てることができないものを承知でいたのであるか。竹山建設相は、二十四万五千戸の民間自力建設が入るのは当然だと先ほど答弁しました。總理も同じようなことを選舉の当時から考えておつたのかどうか、はつきり、ここで国民の前にその真意を表明していただきたいのです。もしそのことを承知の上で四十二万戸を公約したとするならば、これは国民を愚弄するもははははだしいものではありませんか。あまりにもさもしい政権亡ぼすにあたるのです。もはやあなたは民主政治のあり方などを説く資格はないと言わなければなりません。鳩山総理の率直な答弁を求めるものであります。

でも先ほどのあなたの答弁は眞実であると言わざる所以であるからうかがはります。日本住宅公団法案に關し、政府は、住宅金融公庫を金融機関としての業務に限定し、住宅公団は新たに住宅建設の機關として設けるのだと説明しております。日本の住宅問題がはばかりかしく解決すれば、しないのは、住宅金融公庫や公営住宅を貸すだけではなくては家が建たないといふのがございません。建設のための機関がないからではないのです。住宅建設、それに関連する所要資金がないからなのです。その趣旨には、十二坪の住宅のように、建たなくてても、八階建、十階建のビルはいやといふほど建つておるのであります。そのことは政府はよくわかつておられます。その趣旨には、十二坪の住宅のようすに宅地の造成についてもこれを主張しておりますけれども、宅地造成の問題は、從来ども住宅金融公庫で行なつてきましたのであります。今年度も、取得、造成合せで五十万坪の今年度成が行われておりますのであります。政府が公團資金として百六十六億をそのままで住宅金融公庫並びに公営住宅資金に使うような積極的な措置をとるならば、このよだな日本住宅公団法などは、作らなくてよいところがわれわれは考える。そのうえ、政府はそのように考へないか、またそのようにする意圖はないかどうか、建設大臣並びに大蔵大臣に承わりたいのであります。

上の者でなければこれに入居する資格がないのであります。眞の住宅困難者は、この救済の役には立たないのであります。のみならず、この公団の業務として、公団が建てた家を譲渡することになつておりますが、これは明らかに大資本が巧妙にその建てた住宅を買い取ることのできる危険を残すものであります。政府は住宅解決に意をかして本公団を作り、眞の住宅困難者を救ふではなく、高級住宅等に見ますと、昨十九年度の住宅建設四万八千六百七十五戸から本年度五万戸に、戸数は確かにふえておるのであります。ところが、公団の資金は、百十二億七千七百円も減じておるのであります。だから、十二坪の建家が八坪になつたり八坪のものが六坪になつたりしておるのであります。民主党の内閣は、四十万戸の住宅建設をさにして、日本一般市民を人並みに扱わず、選舉権者や士業者に使つたことを暴露しておるのであります。このような人權無視の住宅政策こそ、国民を欺瞞し、政権の座につけことした民主党の、そもしい、醜い、あがきを示しておるものであると私は思います。政府にして眞に住宅施設に熱意を持つならば、低額所得でほんとうに住宅を求める者こそ不救済する方策をとるべきであります。住宅公団政策は、かかる観点からして、全く逆のものであります。建設大臣の所見を伺いたい。また、川崎厚生大臣

臣は、かような問題をどのように見ておられるか。厚生大臣の立場から所見を伺いたいのであります。

第三に、政府は、公团設置の理由の一つとして、地方財政を圧迫しないた

めだと説いておりますが、われわれの

聞き及ぶところでは、公团は地方自治

体の出資を十六億要請しておるし、反

面、地方自治体にじて出資能力を欠く

ものに対しては、その恩恵を及ぼさな

い方針であると聞いております。これ

は不公平きわまる取扱いであり、残酷

な仕打であります。政府出資の六十億

のうちには全国民の血税が結集されて

おるはずであります。だから、かよう

な不公平な処置は許さるべきではあ

りません。政府は、公团に出資できな

い地方自治体をどのように取り扱う所

存であるか、あるいはまた、一律出資

を要請する所存であるか、その見解を

大蔵大臣並びに建設大臣から承わりた

いのであります。

第四に、公团の所要資金のうち五十

二億は民間資金を調達しておりますが、

その資金を供給する生命保険でも、損

保でも、余裕のある金を出しているの

ではありません。民主党内閣の政策に

協力をしいられて、資金操作に非常な無

理をしていることは、火を見るより

明らかであります。だからといつ

て、保険会社が気の毒だと嘗うので

はないのです。むしろ、これらの会社

は、長期投資で年九分五厘という有利

な利子を保証しているのであるか

ら、安全投資と言えるのであります。

資金操作の無理は、これらの会社が貯

蓄づけられておる産業投資の面への

圧迫となって、金利の引き下げどころ

め得たのであります。そのためには住

か、実効利率はまますます上っていくとい

う条件が出てくることであります。大

蔵大臣は、五十二億の金が産業投資面

に使われるとしております。

間接というか、実質的には防衛分担金

に及ぼす影響をどう見ているか、その

所見を承わりたいのであります。

最後に、政府は、今回の予算の中

で、シニット機の国内生産に踏み切り

をつけ、予算案の中にもその体制を

はつきり示しております。シニット機

一台はおよそ二億円でありますから

一台分で大衆住宅数百戸が建てられます。防衛隊員一人分で数戸が建設できるのであります。総理大臣並びに建設相は、国民に住宅を保障し、災害から国土を守ることよりも、再開発を行なう方が大事だと考えておられるかどうか、大蔵大臣、厚生大臣とも、その所見を承わりたいのであります。

以上の諸点は、鳩山内閣が住宅政策

の宣伝のはばはなしく行なっただけ

に、国民の聞きただしい点であります。

國民を欺瞞して内閣をとつたが最

後、大衆の手から届かないような公團

住宅などを作る鳩山内閣の住宅政策

は、大衆を踏み台にして大資本に奉仕

することを専一に考へて、再軍備反対

に煙幕を張つたものごと、であります。

○國務大臣(鳩山一郎君登壇) お答えを

いたします。

防衛分担金の減額の問題は、たゞた

ひここから説明をいたしましたから、

答弁は必要ないよう思ふのであります。

されども、簡単にもう一度申し上げ

ます。防衛分担金の減額によりまして

百七十八億余裕を得たのであります。

その百七十八億と防衛分担金とを合

すが、われわれは、先ほども申しました

ように、公道では半額の地方負担を

必要とするのに對して、全体の一割程

度のこの負担は、決して無理をし

か、こうしたことであります。これ

は、先ほど建設大臣から話があつたと

思いますが、むろん、公團の方につい

ては、借入金の金利も考えなければな

りませんし、建設費の償却といふこと

も考へなければなりません。しかし、

それがかかるといつて借りる。も

ちろんこれについては起債その他のこ

とも考慮をいたしますから、実情に合

わない、といふことは絶対にないと確信をいたしております。(拍手)

○國務大臣(萬田尚登君登壇) お尋ねのとおり、御質問が一つであります。私は別に

その他の御質問に対しましては建設大臣から答弁をいたします。

○國務大臣(竹山祐太郎君登壇) 選舉の際

に申しました四十二万戸は、現在の計画を考へておったことはもちろんあります。

大蔵大臣から答弁をいたしました。

○國務大臣(竹山祐太郎君登壇) 「國務大臣(竹山祐太郎君登壇)」選舉の際

に申しました四十二万戸は、現在の計

画を考へておったことはもちろんあります。

大蔵大臣から答弁をいたしました。

○國務大臣(萬田尚登君登壇) お尋ねのとおり、御質問が一つであります。私は別に

その他の御質問に対しましては建設大臣から答弁をいたします。

○國務大臣(萬田尚登君登壇) 先ほどの

お尋ねは、家が建たないのは、何も家

を建てるのに必要な資金の問題だ、こうい

う御質問が一つであります。私も別に

反対するわけではないのであります。

が、今度の公團方式といふものは、住宅

建設に必要な資金を民間から吸収する

ために最も強力性のある改正であるの

が、保険から四十億来るのです。

そのために民間資金を圧迫しまし

て資金の行方を狂わせはせぬかと言わ

れます。しかし、そういうことはありませんか。

同時に、金利は今日下げつま

が、保険から四十億来るのです。

そのため民間資金を圧迫しまし

て、それに急速に公團で住宅を供給す

めに、公庫の、あるいは公營の徒歩

來やつておきました。一番費用のかか

るアパートの分を公團に移しましたか

ら、徒歩で公營の中で低賃貸の家をた

くさん作ることができるようになつた



ますが、この席上から、どこを対象にして立案したという点につきまして、はつきりと御答弁をせられる義務があると考えるのであります。(拍手)さて、以上、国防会議発足に際しまして、基本的な問題について私は質疑を行なつたのであります。が、少くとも今までのこの法案を一べついたまう限り、この法案は、絶念ながら、ときどきだらけのものであると言わざるを得ないのです。われわれは、ます国防会議を設置するところの目的は、国務といふものがあくまで統帥権を押さえ、そのためのものでなければならぬと考えるのであります。われわれは、ますこの規定は見当らないのであります。国防会議の議論となるところの国防方針等のうちのものが、一体、どの機関によって、それが責任を持つて作られるのか、明瞭でないのです。この法案によりますと、あるならば、全部防衛省にまかせてしまってありますし、どうか、防衛省のみにまかせるのといたしまするならば、これは大へんことになる要いがあるのであります。軍事独裁の再現も考えられます。すなはて、杉原防衛大臣長官は、吉田内閣のように、日々の日報式の防衛計画は困るとなれば、一方において積極的長期防衛計画を立てておるのであります。その内容については一言半句も憚れようがないではありません。そこで、この軍事が國務を窮屈せんとするきさしがながめられると語わなければならぬのであります。(拍手)かつての日本におきましては、軍事独裁が行われましたのは、軍を掌

握するところの政治力が足りないかつては、ことに基因いたすのであります。しかし、力から遊離したところの政治は、これまで単なる評議でしかない、ということは、かつての政治家は真剣に考えさせられたところであります。この軍を政権の掌握下にしっかりと押さえ、んでおくことこそ、政治の絶対的な問題であると言わなければなりません。もし法律の通りになる可能性を考えられるならば、防衛省は事実上企画権と指揮権に独立的な監督権を持つことになります。そして、幕僚長ないしは統合幕僚長を中心囲結いたしまして、この思う通りになる可能性を考えるのです。首相は防衛大臣官房の一方的な報告を聞いて、それを肯定するところになってしまいまして、あります。あるいは防衛省から回されたりとしたところの企画なるものを国防会議にかけるとしても、これはきわめて通り一ぺんのものとなりがちであります。会議は思いつきによるところの自由討議の場と化してしまうことを考えられます。せいぜいわずかの修正を加える程度で、自衛隊案がすらすらと通過してしまうという場面も考えられるのであります。私どもは、将来この国防会議のもとに完全に独立したところの企画能力と監督力を持たしめる必要があると思うのでありまするが、今度の法案によりますれば、なるほど国防会議事務局の規定はござります。しかし、これを予算書に見まするならば、わずか四十五万円の予算しか計上してないのです。これでは単なる会議取り扱いの機関にすぎないのでありまするが、将来は当然直轄の幕僚機関として軍事と政治の統一的話し合いで因する事務をつかさどり、防衛省に対しましても根本的に指揮監督の任に当るべきであると考えるのであります。この

点、鳩山總理大臣、杉原防衛廳長官  
いかに考えらるる事でありますか。  
御見を承りたいのであります。  
次に、会議の構成メンバーについて  
であります。会議の構成メンバーは  
閣僚五名のほかに、いわゆる識見の方  
い連達の者を五名以内、これは「以内  
といふ言葉で加えておるのであります  
す。「以内」という書き方もありそ  
て例を見ないのでありまするが、民間  
と加えることも諸外国にはやはりそ  
う例を見ないのであります。アメリカ  
イギリスにおきましても、国防会議  
同様の機関を見受けるのであります  
が、民間人は加えておりません。ア  
メリカの場合、大統領が隨時個人的な意見  
を求める程度の民間人七名が非公  
の顧問として設けられておる程度のもの  
であるのであります。民間人を加えて  
ことに対しまるる論議は、かつては  
党の当時からもあつたのであります  
が、内閣がかかるたびに国防の基本方  
針がゆるぎることを防止しようと  
図のようにも思えるのであります。そぞ  
は前段に申し上げました国防会議事務局  
の充実とその機能の強化とによって  
容易に防止し得る点と考えるものであ  
りますが、この点に対する御意見は  
いかがでありますか。  
さらにもまた、この会議の運営は多  
く決によつてきめられるのであります  
が、これは事の性質上きわめて重大な  
点であると言わなければなりません。  
しかも、この多数決の会議に民間人五  
人が全部充足せられてゐるといいたしま  
した場合において、多數決できまります  
しだときには、当然、諮問機関とはい  
いながら、總理は東條を受け取るを得  
ないのであります。それは内閣責任者  
の建前をくずすことになると考へられ  
るのでありますか、この点は一体どう  
でありますか。また、重大なる機  
会であります。

密がこれら五名の民間人の間から漏る場合もあり得ると思ひます。責任ある本人を罷免することは当然であるありますでは、事情上、本を罷免しただけでは、済まない、とも考へられるのであります。すなち、その事柄によつては、國家国民対しまして大きな迷惑をかけること、想像せられるのであります。が、その場合に、本人だけを罷免して、一体議長を初めこの国防会議といふものはどうしても顧みないでいいものかどうか。このあたりに対しましても、はつきりと承わりたいのです。

なおまた、念のために承わつておきたいのであります。が、「識見の高練達の者」という、この民間人の人につきましては、いかなる人物をさて言つておられるのでありますよ。か。それは旧軍人であるのか、あるよは、自由大臣があの当時考へた人には、總理大臣であつた人を専用する、という点を考へておられるのでありますよ。うか。それとも、鳩山内閣は普段以上に財界人に媚態を呈せられる内閣であるのであります。が、そのお好みな財界人を専用せられようというのであります。ありましょ。か。その性格によりましても考へられますので、はつきりと具体的に、輪郭についてお示しを賜わぬたいのであります。

その他いろいろお尋ねしたい点がたくさんあるのであります。が、時間の関係上、詳細は委員会において十分御質問いたすこといたしたいと存じます。

以上申し上げました諸点につきまして、鳩山總理大臣におかれましては、この法案が日本の長期防衛計画といたるものとともに審議せられております。

がために、きわめて国際間の注目を浴びておるのでござりますから、これを十分御認識になりまして、憲法改正は一体せられるものかどうか。あるいはまた、防衛六ヵ年の計画と、うらもの今は今日すでにアメリカとの取引の具に供しておられるのであるが、ほんとうにこれを行つて、われわれに何を表示しないまま、こういった重要な法案の審議に入らうとせられるのであるかどうか。こういった点につきまして、はつきりとした御答弁を承わりたいのであります。なお、御参考關係におかれましても、實意をもつてこの問題についての御賛否を賜りたいことを要請いたしまして、私の質問を終るものであります。(拍手)

〔國務大臣鶴山一郎君登壇〕

○國務大臣鶴山一郎君 江崎君の御質問にお答えをいたしました。

防衛力の建設は、私は憲法違反ではないと思います。従つて、今回の法律は憲法改正とは関係がござしません。

それから、六ヵ年の案があるようなお話をありますけれども、ほんとうに六ヵ年の案といふものはできておらないと思います。これは国際会議においてきまるのであります。成案はないのであります。本法の制定によつては、私は政治の優先の方がきまると思います。政治の優先は今度の法律を出すことによって確保できるものと考えております。また、内閣が責任をとるということについては当然なことであります。

それから、練達堪能の士について、軍人あるいは、かつては練習をなし得る者といふようなことは、だいぶ考えおりません。全く白紙をおいて東

Digitized by srujanika@gmail.com

連能能の士を選びたいと思っております。(拍手)

他の質問に對しては防衛省長官からお答えいたします。

・國務大臣重光葵君登壇

○國務大臣(重光葵君登壇) お答えいたしました。防衛分担金交渉において、防衛六ヵ年計画を相手方に提示した事実があるかどうかと、こういうお尋ねでございました。さような計画もございません。なぜかありますから、さような事実は全くございませんことを御報告いたします。(拍手)

〔國務大臣一萬田尙登君登壇〕

○國務大臣(一萬田尙登君登壇) 防衛六ヵ

年計画と財政との關係、こういう御質

問と思うのであります。たゞいま外務大臣からも御答弁がありましたよ

に、防衛六ヵ年計画といふものは全然承知をいたしておりません。ただ、今

後、防衛厅費といいますか、この防衛

に關する財政負担を考える場合におきまして、私は、常に日本の経済力に順応したものと条件として考えています。(拍手)

〔國務大臣杉原芳太郎君登壇〕

○國務大臣(杉原芳太郎君登壇) いわゆる防

衛六ヵ年計画なるものについて、先ほ

どいろいろと想定までおっしゃいまし

たが、事実、私の方ではほんとうに研

究中でございますので、それは私は存

じません。

それから、九州方面の防衛上の重要性といふものを具体的に言え、また、

その防衛の対象といいますか、いわゆる仮想敵なるものを言えといひ御質問

れ、今、特にどこが敵だといふに

特定して考えておりません。万一の場

合を考えまして、いろいろの場合を考

えて考慮しております。(拍手)

また、国防方針等、その他国防会議にかける事項についての御質問でございました。これは私が申し上げるまで

もなく、こうい、国防会議を設置する

ということ、及びその所掌事務は、昨

年の七月にできたことでございます。

これは、自由党内閣において、よくこ

と存します。今度のこの法案の方は、

その構成等に關することが残されてお

りましたので、その部分だけを特に規

定いたした次第でござります。国防会

議にかけます事柄は、それの事柄

によりまして、それぞれの關係係官がま

ず準備いたしまして、そうして関係省

みんなが衆まと一言もでもな

く、国防のことはいろいろな角角度から

慎重に考えなければならぬことはもち

ろんでありますから、各省が集まつ

て、まず準備的の処置をする次第でござります。

それから、国防会議の事務局につい

て、いろいろ御質問がございましたが、

この国防会議の事務局につきましては、現在のこと、割に小規模なこと

であります。若手名の職員を多く充てる

ことにしております。政府といたし

て、まず準備的の処置をする次第でござります。

〔國務大臣杉原芳太郎君登壇〕

○國務大臣(杉原芳太郎君登壇) いわゆる防

衛六ヵ年計画なるものについて、先ほ

どいろいろと想定までおっしゃいまし

たが、事実、私の方ではほんとうに研

究中でございますので、それは私は存

も匹敵する国防会議を成立せしめんとすることは、MSA援助によつて押しつけられた再軍備による戦争の危険を深めるものと言わなければなりません。

(拍手) 憲法の前文には、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と規定せら

れ、また憲法第九条には、武力の行使

は永久に放棄すること、陸海空軍その

他の戦力はこれを保持しない、国の交

換権はこれを認めないと、明白に規定

されています。従つて、政府は、憲

法の前文並びに第九条の規定及び第九

条における國務大臣の憲法尊重の

義務に逆行する限り、世界の平和と連携の

確立を守る上にもきわめて重大な鉄則と

思つてゐります。日本は、日米安全

保障条約第一条並びに行政協定第二十

四条によつて極東の平和と安全維持の

ため協力すべき義務を負担しておるの

であります。この条約に従つてアメリカ

は、自衛隊の海外派遣を命ぜられた場合

まして、鳴山総理並びに國外顧僚は真

摯率直に御答弁せられるよう要求する

次第であります。

今や、世界の各国は、平和を愛好し、いかにすれば人類永遠の平和に寄与することができるかについて、深い

考観と努力をいたしております。すな

わち、現在のこと、割に小規模なこと

を考えております。若手名の職員と開

係行政機関の兼任職員をもつて充てる

て、いろいろ御質問がございましたが、

この国防会議の事務局につきましては、

は、現在のこと、割に小規模なこと

私は、自主中立の平和外交によっての御質問でございましたが、この種の公務員の場合は、御承知の通り、大臣の場合は、御父兄の通り、特に特別のそ

うにかかる事項についての御質問でございました。これは私が申し上げるまで

いた規定はございません。(拍手)

○副総長(杉山元治郎君) 森三樹二君

表いたしまして、内閣提出にかかるわ

国際会議の構成等に関する法律案につ

いて、鳴山首相を初め國外顧僚に対

し、本法案は憲法違反の性格を有する

ものであることを中心としたしまし

て、オーストリアの共同声明の条項におい

て、オーストリアはいかなる國との軍

事同盟にも加わらず、またどのような

軍事基地をも認めないと発表いたして

おります。この原則は、日本の安全と保

立を守る上にもきわめて重大な鉄則と

思つてゐります。日本は、日米安全

保障条約第一条並びに行政協定第二十

四条によつて極東の平和と連携の

確立を守る上にもきわめて重大な鉄則と

思つてゐります。この条約に従つて、政府は、日米安全

保障条約第一条並びに行政協定第二十

四条によつて極東の平和と連携の

確立を守る上にもきわめて重大な鉄則と

思つてゐります。この条約に従つて、政府は、日米安全

保障条約第一条並びに行政協定第二十

四条によつて極東の平和と連携の

確立を守る上にもきわめて重大な鉄則と

思つてゐります。この条約に従つて、政府は、日米安全

も四散する国防会議を成立せしめんとすることは、MSA援助によつて押しつけられた再軍備による戦争の危険を深めることであります。これに對し鳴山首相並びに重光外相の責任ある答弁を求むる次第であります。

第三に、去る四月十五日のソ連と

オーストリアの共同声明の条項におい

て、オーストリアはいかなる國との軍

事同盟にも加わらず、またどのような

軍事基地をも認めないと発表いたして

あります。この原則は、日本の安全と保

立を守る上にもきわめて重大な鉄則と

思つてゐります。この条約に従つて、政府は、日米安全

保障条約第一条並びに行政協定第二十

四条によつて極東の平和と連携の

確立を守る上にもきわめて重大な鉄則と

ものであるかについて、明確なる御答弁をお願いする次第であります。

第四にお伺いいたしたいのは、本法案の規定する国防会議の議長は内閣総理大臣となつておるのであります。

が、アメリカの要請があれば日本の領土に原水爆を貯蔵することも差しつかえないと考へている鳩山總理がこの会議の議長になつておるのであります。

て、われわれ八千刀の日本人の生命財産は逆に原水爆の報復爆撃を受ける危険にさらされていると言つても過言ではないのであります。

この点について、安保条約並びに行政協定には何らの制限規定もないのあります。が、船山首相は、原水爆を日本に貯蔵することを要請された場合、断固としてこれを拒絶する意思ありやしない、また、安保条約並びに行政協定を改正あるいは廢棄すべきであると思うが、この点につき責任ある御答弁をお願いしたいのであります。

なあ、小牧飛行場は米軍の原水爆基地として拡張工事が計画されつつあると伝えられ、立川、横田、木更津、新潟等の飛行基地の拡張等が発表され、地元住民の反対は日増し、熾烈になつております。總理は、これら地元民の要求を率直に認め、米軍の要求することの飛行基地拡張を拒絶すべきであると思つておられます。が、御所見をお伺いいたします。

第五に、国防会議の構成員として、總理大臣を初め、副總理たる國務大臣、外務、防衛、經濟部隊長官、内閣長官、院の同意を得て任命する議見の高い娘達の者五人以内が参加することになつておりますが、これは旧軍人を対象としたものと思うであります。このことこそ、かつての軍閥ばつこを復帰するものであり、侵略的軍備の再現で

あり、日本を焦土化するそれが多分にあるのであります。しかし、国防会議は実際に国家破滅会議に陥らんとするもの

であります。(拍手)しかも、これら閣僚以外の構成員の責任の所在をどのように考へておられるのでありますか。

國務大臣は内閣と構成し、内閣は憲法上国会に対し連帯して責任を負ふと規定されておりますが、國務大臣ならずの閣僚の構成員の責任は如何の規定な

く、単に本法案第六条にその罷免権と、第七条に秘密守り義務のみが規定されておるのであります。まことに国民としては、かかる重大なる會議の構成員に対し、その責任を追及することはさぞ不可能であります。

第六に、杉原防衛府長官並びに高畠経審長官にお尋ねしたいのであります。政府は、今年度末における陸上、海上、航空の各自衛隊の主要編成の増強を計画し、陸上二万三千五百名、航空約四千名を増員して、自衛官及び非自衛官を含めて総数十九万六千名に達するものと想定され、特に、陸海空の内容を充実するため、陸海空の内容を充実すると言わ

れておるのであります。この増強はいかなる必要と根拠に基いて策定されておりますか。防衛府は、杉原長官の指示によつて、經濟部隊の経済計画の樹立、いわゆる非自衛官の増員の確立と長期防衛計画の策定をされておるようであります。これに

て明確なる御答弁を要求する次第であります。

なあ、防衛上自衛隊の人員増強に付ける重大な問題として、鳩山總理

は、かつて、憲法の改正による徴兵法の施行を考えておることを表明されました。この国防会議において秘密裏に微兵制度採用の意図を有しておられるのではないか、この点について、首相

のではないか、この点について、首相の明確なる答弁をお願いするもの

であります。最後に、鳩山總理、重光外相、一万田威相にお伺いしたいのは、政府は、

國民に対する公約は一片のほどこと化したことさえも不可能であります。

第六に、杉原防衛府長官並びに高畠経審長官にお尋ねしたいのであります。政府は、今年度末における陸上、海上、航空の各自衛隊の主要編成の増強を計画し、陸上二万三千五百名、航空約四千名を増員して、自衛官及び非自衛官を含めて総数十九万六千名に達するものと想定され、特に、陸海空の内容を充実するため、陸海空の内容を充実すると言わ

れておるのであります。この増強はいかなる必要と根拠に基いて策定されておりますか。防衛府は、杉原長官の指示によつて、經濟部隊の経済計画の樹立、いわゆる非自衛官の増員の確立と長期防衛計画の策定をされておるようであります。これに

て明確なる御答弁を要求する次第であります。

なあ、防衛上自衛隊の人員増強に付ける重大な問題として、鳩山總理

は、かかる防衛分担金は絶対に削減しなければなりません。かかる屈辱的

の履行を考へておることを表明されましたが、今度できます会議には、たゞ語ります。このよう、将来にわたつて、憲法を無視し、國民生活を窮屈にするものではありませんが、かかる屈辱的

行為を無視し、國民生活を窮屈にするものではありませんが、かかる屈辱的

度から

は、

よつて独立を今回から得たのであります。日本は独立国として日ソ交渉をするものであります。従いまして、根本的にその関係は異なつておるというふとを申し上げます。

それから、防衛分担金の共同声明について、今後のことがある、いろいろことについてございますが、これは鳥山内閣の意向を表したものであつて、この意向は将来とも尊重せられることを期待するものでありますけれども、これは、國際公約ではございませんことを申し上げます。

○國務大臣(杉原虎太郎君登壇) 御質問に飛行場の拡張について米軍の要請が、飛行場の拡張について米軍の要請は相続するか、こういふお話をございますが、これは、共同防衛の責任上、政府は拒否する意向のないことを申し上げます。

○國務大臣(杉原虎太郎君登壇)

御質問に對しては、御質問の一部にありました

が、

官 報 (号 外)

せられておるが、彼らが国防会議の事務局機構を毎年拡大し、彼ら旧軍人の策動の根拠地たらしめんとしていることは、容易にうなづけるのであります。旧軍一派が事務局に集めて、軍事防衛計画、軍需品調節、自衛隊出動の実上の実権を握るようになれば、ゆめしき大問題であるが、總理はいかに考えられておるか。

第五点といだしまして、最後にお聞きしたいのは、国防会議設置に伴、国内経済及び外交上の問題であります。国防といふのは、言うまでもなく、外交、財政、産業、学术等すべてを総合して成り立つものであるが、本法案は、その構成より見て、いたずらに国防会議設置を軍事問題と決定しておなり、もし練る者が旧軍人をもって組織されるならば、まさに彼ら一派の策動の根拠地となり、また、民間人をもってこれに充てることは、とりもなおさず、したゞとの財界人を入れさせることにすぎず、国防の英名に偽れず軍需産業問題を拡大せんとするは必至であります。本法案こそは、かかる意味において、生業にあらず中企業者を圧迫し、勤労大衆の犠牲とともに軍事産業の優先をはかるものであると考えるのであります。總理の所信を承わりたいのであります。(拍手)

さらに、現在中外の情勢を見ると、去る三月二日、マニラのアゼア各國駐在大使公使會議において、アメリカのダレス国務長官は、日本經濟を中共に依存せしめないため、アメリカは日本に存せしめないため、アメリカは日本政府は米國が分担金削減の条

ト機関とし、全国七大河に下機の運送を約束します。すでに、び東北の方向にあります。このた  
めに、措置に前衛基  
盤するに信するに考  
えます。(括手) さら  
ば、國は、特  
おいて、うべき  
ます。○に加  
ることに對し  
のでも、國に求  
産業技  
國化を  
きたア、あつて  
ころを  
あります。もはや  
に燃え  
交を統  
づ日本

て提出し、产业化のを  
力所の空  
新三菱重  
組み立て  
交渉が進  
これらを  
日本の生産  
新三菱重工  
アシア同  
ジア明白と  
す。かか  
びの法案  
とどまら  
カの対中  
化地化せん  
ものであん  
ておられ  
に統じて  
結果を招  
アシア諸  
に入し、東  
を望むの  
て高度の  
ありませ  
ジア民族  
、かよう  
われわ  
て確認し  
平和  
す。國民  
武力によ  
て力強い  
けるのは  
ではなく

アシアでは理は深い  
思うので、法案は、  
アとの貿易  
を考える  
かかる  
うことを  
の質問に  
してお答  
法違反と  
おいての考  
ならない。  
平和との理  
日の世のナ  
うことはし  
ありまし  
うと思ひ  
行政は、  
たびの国際  
のない、  
いしまさ  
の原子と  
れはない  
私はそ  
ております  
質問に対  
した方がま

う事実に  
なければ  
なりません。(拍手)  
に中ソ及  
を投する  
ますが、  
つておら  
申し上げ  
でござい  
ます。  
矢尾君の  
します。  
いるのな  
たびた  
ためだけ  
、私は憲  
す。  
りますけ  
衛力を持  
平和を乱  
力を持つ  
和は維持  
御質問で  
係は全く  
は関係開  
ります。  
前線基地  
います。

解しの僚なあに。つを全とすとされ法のびら御まれ外もびこな対。  
出 本ましと認副○融通○副○融通○副○長○副○國  
弁申○國○臣○國○國○國○國○國○國○國○國  
とは面のなならかにもつて、議けたて、

〔目的と  
よりな御用  
は国防に關  
むるんとて設  
てござい  
なお、わが國  
のためであ  
るこの貿易に  
て私はない  
〔國務大臣  
し上げる  
「ちやん  
か」答へ  
發言する  
〔國務大臣  
言葉が少  
ら、も  
みなお詫  
お答え由  
といふこと  
〔拍手  
〔國務大臣  
の趣向に御  
お詫び申  
めます。  
た。  
日はこれ  
午後五  
内閣席  
國務大  
席國務大

のではな  
いりました。  
初は純然か  
ら、東南でそ  
れを導入するし  
てえども、  
太君登壇  
筆、私は  
ございま  
しておるに  
と呼び、  
西園寺  
たそりで  
加へいた  
太君登壇  
筆、私に  
せんでしな  
くござりま  
したかは  
ことはば  
し上げたの  
君) こち  
う。  
作殿維持部  
は延期し、  
ことを望ま  
さんか。  
者あり、  
御里書  
のことを  
云いたしま  
し分散会

いかとい  
国防会  
あります  
る目的を  
ことは明  
たる自衛  
アジア方  
といふこ  
の拍手  
から御答  
えあります  
せん。  
しない  
その他  
に対する  
た。総理  
から、私  
ございま  
のであり  
れて質  
問です。  
創設資金  
日本は  
みます。  
誤認なし  
とく決し  
ます。

出席 朗読 去ら 通知 昭和 び昭 金に 昭和 び予 法律  
大 一、去ら 通知 昭和 び昭 金に 昭和 び予 法律  
簡易 律 便 郵便 郵便 律 便 郵便 律 便 郵便 律 便  
郵便 律 便 郵便 律 便 郵便 律 便 郵便 律 便 郵便 律 便  
た。 一、去ら 通知 昭和 び昭 金に 昭和 び予 法律  
の二、去ら 通知 昭和 び昭 金に 昭和 び予 法律  
国会 閣に

四郎君  
義君  
登君  
一郎君  
太郎君  
次郎君  
六郎君  
太夫君  
助君  
八郎君  
三郎君  
正巳君  
吉光君  
純夫君  
一君  
郎君  
良君  
領し  
から  
を内



海員の雇入契約に関する条約（第二十二号）の批准について承認を求めるの件  
海上で使用することができる兒童の最低年齢を定める条約（一千九百三十九年六月六年の改正条約）（第五十八号）の批准について承認を求めるの件  
船員の健康検査に関する条約（第七十三号）の批准について承認を求めるの件  
商品見本及び廣告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件  
宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件  
昨一日内閣から提出した議案は次の通りである。  
観光旅行のための通商上の便宜供与に関する条約に追加された觀光旅行の便  
利伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件  
（その2）  
昭和二十八年度一般会計予算対策予備費使用総額書（その2）  
昭和二十八年度一般会計災害対策予備費使用総額書  
（その2）  
昭和二十八年度特別会計予備費使用総額書（その2）  
昭和二十八年度特別会計予算総則第十条に基づく使用総額書  
調書  
昭和二十九年度一般会計予算総則第八条に基く使用総額書  
昭和二十九年度特別会計予算総則第八条に基く使用総額書

一、 昨一日内閣から次の総議書を受領した。  
昭和二十九年度一般会計国庫債務負担行為總額書  
一、 昨一日委員会に付託された条約は次の通りである。  
航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)  
船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)の批准について承認を求めるの件(条約第八号)  
海員の雇入契約に関する条約(第二十二号)の批准について承認を求めるの件(条約第九号)  
海上で使用することができる見意の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めるの件(条約第一〇号)  
船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めるの件(条約第一一号)  
商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件(条約第一二号)  
観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約(第一三号)の批准について承認を求めるの件(条約第一四号)  
観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件(以上六件)  
一、 昨一日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十九年度 特別会計予 算総則第十条に基く使用総 額書	昭和二十八年度 特別会計予 算費使用総額書(その2) 昭和二十八年度一般会計災 害対策予算費使用総額書 (その2)
昭和二十九年度一般会計予 算費使用総額書	昭和二十九年度一般会計予 算費使用総額書
昭和二十九年度 特別会計予 算費使用総額書	昭和二十九年度 特別会計予 算費使用総額書
昭和二十九年度 特別会計予 算総則第八条に基く使用総 額書	昭和二十九年度 特別会計予 算総則第八条に基く使用総 額書
昭和二十九年度 特別会計予 算総則第九条に基く使用総 額書	昭和二十九年度 特別会計予 算総則第九条に基く使用総 額書
昭和二十九年度 一般会計国庫債務負 担行為総額書	昭和二十九年度 一般会計国庫債務負 担行為総額書
以上九件 決算委員会付託	以上九件 決算委員会付託
一、昨一年議員から提出した質問主意書 書は次の通りである。	一、昨一年議員から提出した質問主意書 書は次の通りである。
正当な労働組合活動に対する警察官 の監視、干渉行為に関する質問主意 書(田中武大君提出)	正当な労働組合活動に対する警察官 の監視、干渉行為に関する質問主意 書(田中武大君提出)
新潟県新津市木出張所管内の堤防復 旧工事対策に関する質問主意書(石 田宥全君提出)	新潟県新津市木出張所管内の堤防復 旧工事対策に関する質問主意書(石 田宥全君提出)

100

Digitized by srujanika@gmail.com

一九一五年三月三十一日第三種郵便物認可